

介護職員等処遇改善加算「見える化」要件に基づく公表

当法人では、職員が安定して長く働ける環境を作るため、令和7年度の処遇改善加算Ⅱを取得し、以下の通り職場環境の改善に取り組んでいます。

【賃金改善以外の処遇改善（職場環境等要件）の取り組み】

令和7年度において、以下の区分で具体的に実施しています。

資質向上	・介護福祉士、実務者研修の受講支援制度（研修受講費用の法人負担）の導入により支援を行っています。
	・喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修の受講支援制度（研修受講費用の法人負担・勤務時間への換算）の実施を行っています。
	・キャリアアップ・働き方に関する面談を行い、人事考課と連動しキャリアサポートを行っています。
労働環境 処遇の改善	・短時間正社員制度を導入し、ワークライフバランスを実現しつつ、キャリア形成の実現をサポートしています。
	・複数担当制度の導入により業務の属人化を解消し、業務付加の均一化を図り、個人のキャリアの幅を広げる人材育成を行っています。
	・各職員の業務棚卸を実施し、組織の課題の見える化を行っています。
	・業務手順書の利用により、利用者支援の質の向上と均一化の実施を行っています。
	・業務用スマホや連絡版の導入による情報共有と連絡調整の迅速化を行っています。
	・現場ニーズに応じた問題解決のためのワーキング活動を取り入れ 利用者職員双方の環境を向上させる取り組みを実施しています。
その他：職場環境改善	・外部スーパーバイザーによる問題解決と相談体制を構築しています。
	・月1回の職員ミーティング（WEB参加可）実施により情報共有と改善点の共有を行っています。
	・誕生日休暇（特別休暇）制度を導入し 職員独自の4連続休暇（有給も含む）の取得促進を行っています。
	・全職員を対象にした勤務時間内の健康診断を実施しています。
	・複数の休憩室を設置しています。
	・利用者家族と情報や相互理解を得る交流会の実施を年1回行っています。